

令和7年度

第3回

上越市地域公共交通活性化協議会
議案書

日 時	令和7年8月21日(木) 午後1時30分から
会 場	上越文化会館 大会議室

路線バスの減便について

1 趣旨

頸城自動車から路線バスの減便について申し出があったことから、減便の内容や経過について説明するもの。

2 減便が必要となった理由

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の改正(令和6年4月1日施行)により、運転士の拘束時間の上限引下げや休息時間の引上げ等の見直しが行われた。

頸城自動車においても運転士の数が限られている中で、基準の改定後は運転士の求人活動に力を入れてきたが、思うように集まらず、現在の運行ダイヤを維持することが困難なことから、基準に沿った運行体制を構築するためのダイヤ改正を行うもの。

3 ダイヤ改正案

(1) ダイヤ改正の目的

現在のダイヤについて、減便を行い、運転士の1ヶ月の労働時間を改正後の基準に適合するよう調整する。

(2) ダイヤ改正案の内容

現在、平日ダイヤにて運行している路線のうち、通勤や通学に影響しない上越大通り線、佐内・直江津循環線の2路線2便についても減便を行う。また、土休日ダイヤ(※)にて運行している路線のうち、直江津・浦川原線、上越大通り線、春日山・佐内線の3路線7便について減便を行う。

※土休日ダイヤ：土曜日、日曜日、祝日、8/13～16及び12/29～1/3の運行ダイヤ

<減便対象>

路線名	現行便数	始発		終着	
		地点	発時刻	地点	着時刻
【平日ダイヤ】					
上越大通り線 (中央病院行)	6	直江津港	14:50	中央病院	15:30
佐内・直江津 循環線	3	直江津駅前	16:20	佐内入口	16:52
【土休日ダイヤ】					
直江津・ 浦川原線	7	マルケー バスセンター	10:50	浦川原 バスターミナル	11:29
	7	浦川原 バスターミナル	12:40	マルケー バスセンター	13:17
上越大通り線 (中央病院行)	4	直江津港	7:20	中央病院	8:00
		直江津港	15:40	中央病院	16:20
春日山・ 佐内線	7	中央病院	9:02	直江津駅前	9:48
		中央病院	17:34	直江津駅前	18:17
	8	直江津駅前	16:40	中央病院	17:24

4 実施予定日

令和7年10月1日（水）

5 関係者との協議状況

減便を行うバス路線を運行している浦川原区、三和区の公共交通懇話会及び保倉区、北諏訪区、有田区の各町内会長協議会長へ説明を行い、理解を得た。

6 周知

- ・今回の内容を基にした周知チラシを沿線町内会にて回覧の実施を予定。
- ・各路線の停留所、バス車内等にて周知文書の掲示を予定。

【資料】

- ・減便対象路線における令和7年10月ダイヤ改正後の時刻表・・・・・・・・・・ 資料1(資料P1)

牧区市営バス宇津俣線における路線の延長について

1 趣旨

牧区市営バス「宇津俣線」について、利用者の安全性と利便性の向上を図るため、運行経路を延長するもの。

2 宇津俣線について

(1) 起終点及び経路

農協前 ～ 宇津俣 ～ 農協前

(2) 運行便数

平日3便

※定時定路線以外の日中の時間帯は予約型コミュニティバスで運行

3 延長内容等

(1) 延長理由

現在の「上牧上」停留所より山手側に居住する児童や高齢者がバスを利用する際、この停留所まで徒歩で移動している。この坂道が急勾配であるため、転倒の危険を考慮し、居所の近くに停留所を新設することで、利用者の安全性と利便性の向上を図る。

(2) 延長内容

①停留所の変更と運行経路の延長

現在の「上牧上」停留所から山手側約300m先に停留所を新設し、新「上牧上」とするとともに、現在の「上牧上」停留所名を「上牧中」に変更する。

これに伴い運行経路を延長する（延長距離0.8km）。

※資料2-1、2-2（資料P5、6）のとおり

②路線登録距離の変更

自家用有償旅客運送における「宇津俣線」の登録距離（起点から終点までの距離）を、現在の「18.0km」から「18.8km」に延長する。

4 実施時期

令和7年8月29日（金）

※牧小・中学校の2学期始業式に合わせて実施予定

5 証明書の発行

本議案については、ご承認いただいた後、協議会会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

バスの日フェスタ 2025 における
バスの乗車体験キャンペーンの実施について

1 趣旨

9月20日に開催される「バスの日フェスタ2025」に合わせ、市営バスにおいて特別運賃を設定する乗車体験キャンペーンを実施することについて協議するもの。

2 バスの日フェスタ 2025 について

資料3(資料P7)のとおり

3 対象路線

- (1) 市内の路線バス (資料4(資料P9)のとおり)
- (2) 市営バス (大島区、板倉区、清里区、名立区)
※市内路線バスについては運賃等協議会 (書面協議) で協議済

4 運賃設定額

- ・大人 1乗車 100円
- ・小学生(幼児)1乗車 50円 (市営バスは幼児無料)
※市内路線バスは運賃等協議会 (書面協議) で特別運賃について協議済

5 実施予定日

令和7年9月20日(土)

6 利用実績

令和5年度 (9/16(土)開催) 1,190人
令和6年度 (9/14(土)開催) 1,124人

7 周知方法

- ・広報上越及び各区総合事務所だよりへの情報の掲載
- ・公共施設へ周知チラシの設置
- ・バスの絵の作成に協力をいただく保育園、こども園へのチラシの配布

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）に基づく 令和6年度バス路線（市営バス）の評価について

1 趣旨

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）において、バス路線は毎年度1便当たりの利用者数を基準とした評価を行うこととしており、市営バスにおける令和6年度の実績が確定したことから、評価結果について報告するもの。

なお、路線バス・乗合タクシーの評価結果については、令和6年度第10回の協議会において報告済み。

2 評価対象期間

令和6年4月～令和7年3月

3 評価方法

評価対象期間中の1便当たりの利用者数（年間の利用者数÷年間計画運行回数）を基準に評価を行う。

1便当たりの利用者数	評価	
	幹線	支線
0.9人以下	運行の効率化	路線廃止・互助への転換
1.0～4.9人		運行形態の転換等
5.0人以上	現状維持	現状維持

※ 市営バスはすべて支線。大島区及び牧区については、予約運行分の評価方法が定まっていないことから、定時便のみ評価している。

4 評価結果

各路線の評価結果は、資料5（資料P11）のとおり。

令和7年度利用促進事業 バス待合処の設置状況について

1 趣旨

路線バスの利用促進の一助として設置した「バス待合処」の設置状況について報告するもの。

2 バス待合処とは

(1) 目的

路線バス停留所におけるバス待ち時間の環境を改善するため、バス停に隣接、近接する公共施設や民間施設に「バス待合処」を設置し、猛暑や荒天から退避できる場所を設ける。

(2) 設置要件

- ① バス停から施設まで徒歩5分圏内であること。
- ② 施設内に冷暖房設備及び椅子が設置されており、5分以上バスを待つ間に休憩が可能であること。
- ③ 各区においてバス利用の際に乗継拠点として利用される施設であること。

3 待合処設置施設

(1) 設置施設一覧

資料6(資料P13)のとおり

(2) 待合処設置掲示物

資料7(資料P15)のとおり

4 その他

今後も設置施設に追加があったときは、市ホームページ上に掲載されている施設一覧の更新を行い、周知を図る。